

## 「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野において、第2回点検（平成26年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

- ① 国土管理への参画促進に関する各府省の取組の中に一定の成果を上げているものが見られることは評価できるが、事業者やNPO等の多様な主体の取組が他にも多く存在することを踏まえ、これら多様な主体の連携強化を図り、その創意工夫をいかにすることができるよう国の取組を進める必要がある。

### 【関係施策等（関係府省）】

#### 1 人口減少下における長期的な国土管理方策の検討（国土交通省）

調査の実施に当たっては、地域のNPOや地域住民等の多様な主体が連携して検討を行うとともに、科学的知見を有する有識者等から助言を受けることのできる体制づくりや、継続性を重視した。

#### 2 多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化（国土交通省）

海や都市、河川、国土政策等の各分野を中心として、事業横断的かつ地方公共団体、企業、NPO、地元住民等の多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組・検討を進めている。

#### 3 地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援（環境省）

実行計画基盤整備事業による情報面での支援やグリーンプラン・パートナーシップ事業による財政面の支援等を通じ、多様な主体が参画する地域づくりを促進するための環境の構築にハード・ソフト両面から努めている。また、今後、地方公共団体等が実証事業の結果の活用を検討することを想定し、CO<sub>2</sub>削減効果、事業性、採算性、波及性、地域への貢献性等を分かりやすく取りまとめて公表することにより、多様な主体が継続的に共有・活用できるよう基盤整備を行った。

#### 4 地域生物多様性保全活動支援事業（環境省）

交付金事業については、平成26年度から支援メニューを見直し、国が優先的に対策すべき事業を対象としたところであり、効果的・効率的な事業の実施に努めた。

#### 5 地域連携保全活動の推進・「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」（環境省）

環境省内のウェブサイトにて設けた生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、これらの情報発信を行うとともに、生物多様性地域連携促進セミナーの開催や地方公共団体間で情報交換ができる意見交換会を開催し、全国各地で地域の多様な主体の連携による取組が進むよう情報の提供・共有に努めた。

#### 6 「国連生物多様性の10年」推進事業（環境省）

国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）で実施する「にじゅうまるプロジェクト」と連携し、地域での取組の状況把握に努めるとともに、推奨する連携事業の認定を行うことにより、先進事例について多様な主体が共有・活用できるよう努めている。また、平成27年度には、多様な主体の連携強化に向けて、事業者やNPO等の多様な主体による意見交換等の機会として中間年フォーラムを開催し、ここでの意見はロードマップに反映させることとしている。平成28年度以降は地域フォーラムを開催

し、引き続き、多様な主体の連携強化に向けて、意見交換等の機会を設けることとしている。

#### 7 里地里山保全活動支援業務（環境省）

環境省ウェブサイト上で、NPO、ボランティア等の活動団体や活動場所の紹介、生態系管理などに関する専門家の人材の登録・紹介を行っている。

#### 8 森林山村多面的機能発揮対策（農林水産省）

本施策は、事業者やNPO、自治会、森林所有者等様々な主体が参画することを促すものであり、施策の実施により、地域住民等による森林整備等の活動の活性化につながっている。

#### 9 協定締結による国民参加の森林づくり（農林水産省）

国、NPO、地域の協議会等の3者以上が連携を図りながら、森林環境教育、森林整備等の活動を行っている事例があり、今後も引き続き同様の取組を実施していく。

#### 10 多面的機能支払交付金（農林水産省）

資源向上支払においては、地域住民をはじめ自治会、女性会、子供会等が参画した活動組織が行う共同活動に対して支援を行うものとしており、その活動組織数、取組面積ともに着実に拡大している。

② 多様な主体が参画した国土の管理を推進するためには、適切な国土管理に資する自然分野の知識や継続的な活動に資する組織運営等の経験・ノウハウ等を有する有識者も含めて、多様な主体が参画した組織を地域においてつくることが重要となる場合もあることから、国は、円滑な組織づくりや継続的な組織活動の実施のための支援の充実を図るべきである。

#### 【関係施策等（関係府省）】

##### 1 人口減少下における長期的な国土管理方策の検討（国土交通省）

（P1の再掲のため、内容は省略）

##### 2 多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化（国土交通省）

（P1の再掲のため、内容は省略）

##### 3 地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援（環境省）

（P1の再掲のため、内容は省略）

##### 6 「国連生物多様性の10年」推進事業（環境省）

（P1の再掲のため、内容は省略）

##### 7 里地里山保全活動支援業務（環境省）

（P2の再掲のため、内容は省略）

##### 8 森林山村多面的機能発揮対策（農林水産省）

本事業の事業採択に当たっては、地域の多様な主体で構成されていること等を優先して審査を実施している。

##### 9 協定締結による国民参加の森林づくり（農林水産省）

有識者からなる審議会を開催し、活動団体へ森林づくり活動についての助言を行うことによって、森林づくりが円滑に実施されるよう取り組んでいる事例もあり、今後も引き続き、同様の取組を実施していく。

## 10 多面的機能支払交付金（農林水産省）

平成 27 年度の法律施行に合わせて定めた国の基本指針において、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県等において整備する必要がある旨を規定し、都道府県単位などで当該体制を整備し、地域における共同活動の推進を図っている。

- ③ 環境負荷低減に資する集約型都市を地域の特性に応じた形で推進するに当たっては、都市や地域に関する諸施策の調和・連携が図られるように総合的に推進するとともに、都市のスプロール化が発生し又は進展している地域が見られることを踏まえ、スプロール化を防止する施策についても併せて講じていくことが重要である。

### 【関係施策等（関係府省）】

#### 11 集約型都市構造の実現（国土交通省）

平成 26 年度に立地適正化計画制度を創設し、取組を推進している。

- ④ 事業者の事業活動は、国土というインフラや自然環境の恵みの上に成り立っていることに鑑み、事業者は、持続可能な事業活動という観点から、自然環境の保全とその利用を継続的なものとするために、これを事業活動の一環として位置付け、取り組んでいくことが重要であり、先進的な取組を評価・支援すべきである。

### 【関係施策等（関係府省）】

#### 2 多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化（国土交通省）

（P 1 の再掲のため、内容は省略）

#### 3 地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援（環境省）

（P 1 の再掲のため、内容は省略）

#### 6 「国連生物多様性の 10 年」推進事業（環境省）

事業者による取組も含め、先進的な取組は「国連生物多様性の 10 年日本委員会」（U N D B - J）が推奨する認定連携事業に認定し、積極的な広報を展開することで評価・支援している。

#### 8 森林山村多面的機能発揮対策（農林水産省）

本事業は自然環境の保全や利用に資するものであり、優良な事例等は事例発表会やウェブサイト等で紹介している。

#### 9 協定締結による国民参加の森林づくり（農林水産省）

高い活動意欲はあるものの活動経験が少ない事業者に対して、森林づくり活動に際して技術指導・支援を行っており、今後も引き続き同様の取組を実施していく。

## 10 多面的機能支払交付金（農林水産省）

資源向上支払においては、水質保全、生態系保全、景観形成など農村環境を保全する共同活動の実施を要件とするとともに、県や農政局単位で優良事例表彰等を行い、先進的な取組の積極的な評価や、その横展開を図っている。

- ⑤ 環境影響評価制度については、事業計画や事業活動における環境保全についての適正な配慮を確保するという目的を踏まえ、国は、環境影響評価に関し収集・蓄積した情報を事業者や地方公共団体等に提供することにより、環境配慮が円滑に進められるようこれまでどおり情報基盤の整備に取り組むべきである。

【関係施策等（関係府省）】

14 環境影響評価制度の着実な運用に関する取組（環境省）

「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、配慮書手続の事例集の追加等を行った。

17 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（環境省）

環境影響評価に活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）について、合計 86 か所で事業を実施し、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」にて提供している。平成 27 年度は、本システムの情報の拡充とGIS情報の一元化など、利便性の向上に向けてシステムの改修を行った。

- ⑥ 地方公共団体によっては、当該地域内において行われる事業が少ない等の理由で、環境影響評価に関わる機会が少ない地方公共団体もあることに留意し、国は、環境影響評価に係る事例を地方公共団体に提供する取組を継続していくべきである。

【関係施策等（関係府省）】

14 環境影響評価制度の着実な運用に関する取組（環境省）

実務関係者を対象とした研修について、平成 26 年度からより実務に即した内容にするとともに、開催回数を平成 26 年度は 3 回、平成 27 年度は 4 回実施した。